日本郵政インフォメーションテクノロジー株式会社　御中

**個人情報・機密情報の取扱いに関する誓約書（事前提示用）**

○○○会社（以下｢乙｣という。）は、日本郵政インフォメーションテクノロジー株式会社（以下「甲」という。）が行う契約案件「不動産賃貸借・リース資産管理システムの導入の委託」の競争契約に応札するにあたり、乙が受託した際の業務遂行（以下「受託業務」という。）にあたり、乙が取扱う個人情報・機密情報の保護及び管理について、以下のとおり誓約する。

（目的）

第１条 本誓約書は、乙が「不動産賃貸借・リース資産管理システムの導入の委託」契約の受託業務を遂行するにあたり、次条第１項に規定する取得機密情報の適切な取扱いを確保することを目的とする。

（定義）

第２条 本誓約書において、「取得機密情報」とは、乙が受託業務の遂行のために取得した次に掲げる情報をいう。

(1) 受託業務の遂行のため、乙が甲から提供を受けた個人情報・機密情報等

(2) (1)に掲げるもののほか、受託業務の遂行にあたり乙が業務上知り得た情報

２ 本誓約書において、「従業者」とは、乙の組織内にあって直接間接に乙の指揮監督を受けて乙の業務に従事しているすべての者をいい、雇用関係にある従業員（正社員、契約社員、嘱託社員、パート社員、アルバイト社員等）のみならず、取締役、執行役、理事、監査役、監事、派遣社員等も含まれる。

（法令等の遵守等）

第３条 乙は、取得機密情報の取扱いについて関係する諸法令、国が定める指針及び社内規程等を遵守するとともに、その具体的な取扱いに疑義が生じたときは、甲の指示に従う。

２ 乙は、取得機密情報を取り扱う従業者を、受託業務の履行のために必要な範囲に限定する。

３ 乙は、従業者に対して、必要かつ適切な監督を行うとともに、本誓約書の義務の内容を周知徹底し、本誓約書の義務を遵守する。

（目的外利用の禁止）

第４条 乙は、取得機密情報を受託業務遂行の目的以外には利用しない。

（安全管理措置・改善措置）

第５条 乙は、善良なる管理者の注意をもって取得機密情報を管理する義務を負い、取得機密情報に対する不正アクセス、破壊、改ざん、紛失及び漏えい等を防止し、取得機密情報の必要かつ適切な管理を行うための合理的な安全対策を講じる。また、不備のある場合には自ら又は甲の指示に基づき速やかに改善する。

（第三者への提供禁止）

第６条 乙は、受託業務遂行にあたり、取得機密情報を機密事項としてその保護に努めるとともに、甲の書面による事前の承諾なしに取得機密情報を第三者及び業務上知る必要のない従業者に開示・提供しない。

（複製等の禁止）

第７条 乙は、取得機密情報に関し、甲の事前の承諾なしに複写、複製又は二次的な機密情報のデータの作成を行わない。

（再委託の制限）

第８条 乙は、受託業務の遂行にあたり、事前に甲の書面による承諾がない限り、当該業務を第三者に再委託しない。甲の事前の書面による承諾に基づき第三者に当該業務を再委託する場合、乙は、当該再委託先に本誓約書上の乙の義務と実質的に同内容の義務を負わせなければならず、再委託先がこれに違反した場合には、乙は甲に対して直接、損害賠償責任を負う。

（管理状況の報告・調査）

第９条 乙は、甲から取得機密情報の管理状況について、書面による報告を求められた場合には、速やかにこれに応じる。

２ 乙は、甲から事前に書面により通知した上で、取得機密情報の管理状況を調査するため、乙の事業所等に立ち入ることを求められた場合には、これに応じ、かつ協力する義務を負う。

（受託業務の作業予定場所及び作業予定環境の報告）

第１０条 乙が受託業務を遂行する際に使用する作業予定場所及び取得機密情報を保持し使用する作業予定環境について、次のとおり報告する。

　(1) 作業予定場所

　　・　(例)日本国内（住所：東京都○○○○○○○○○○○○○○○○○○）

　(2) 作業予定環境

　　・　(例)自社保有の社内システム環境（取得機密情報格納場所：日本国内）

　　・　　(例)パブリッククラウドサービス環境　（○○○サービス）

（取得機密情報格納場所：日本国内／外国（国名○○○○○○○○○））

　(3) 上記(1)又は(2)に外国が含まれている場合に、① 当該外国における個人情報の保護に関する制度に関する情報、及び、② 当該外国において乙等が講ずる個人情報の保護のための措置

　　　※個人情報保護法において求められる情報の提供をお願いします。

　　　① 当該外国における個人情報の保護に関する制度

* ○○○○○○○○○○

　　　② 当該外国において、乙等が講ずる個人情報の保護のための措置

* ○○○○○○○○○○

　２ 乙は、第１条の契約を受注した際は、前項(1)から(3)に記載した事項を確実に遵守する義務を負う。

（事故発生時の報告・措置）

第１１条 乙は、取得機密情報の不正アクセス、破壊、改ざん、紛失及び漏えい等その他の事故若しくは本誓約書に違反する事態が生じ、又は生じる恐れがあることを知った場合は、直ちに甲に報告するとともに、その対応等を甲と協議し、甲の指示に従って適切な措置を講じる。

２ 乙は、前項の事故又は事態について、取得機密情報の主体その他の者から損害賠償請求その他の請求を受けたときは、甲の事前の承諾に基づき、乙の費用と責任負担で対応する。

３ 乙は、第１項の事故又は事態に関する再発防止策について検討し、甲と協議の上決定した再発防止策を乙の責任と費用負担で講じる。

（取得機密情報の返還等）

第１２条 乙は、受託業務の終了後、甲の指示に従い、取得した機密情報が記録された資料等（電磁的記録を含むすべての媒体）を、甲に返還、又は安全な方法による消去若しくは廃棄を行う。この場合において、甲が希望する場合には、取得機密情報の返還、消去若しくは廃棄に関する証明書を発行する。

（損害賠償等）

第１３条 本誓約書その他甲が定める取扱いに違反し、取得機密情報の漏えい等が発生した場合、乙は、甲又は第三者に生じた損害のすべてを賠償する責を負う。

（協議事項）

第１４条 乙は、本誓約書に定めのない事項若しくは本誓約書の各条項の解釈について疑義が生じた場合には、甲と誠意をもって協議し、これを解決する。

（有効期間）

第１５条　本誓約書に基づく乙の義務は、甲が乙に対して当該義務を解除するまで有効とする。

（裁判所管轄）

第１６条 乙は、本契約に関し裁判上の紛争が生じたときは､東京地方裁判所を第一審の専属的合意管轄裁判所とすることに同意する。

年　　　月　　　日

　 　　住所

　　　　　　 氏名